

月例研究会（2026年3月25日）

最高裁生活保護基準引き下げ違法判決と厚労省の対応

布川 日佐史

国が生活扶助を2013年から最大10%段階的に引き下げたことに対し、昨年6月27日に最高裁判所は「デフレ調整」（4.78%削減）を生活保護法に違反するとし、処分を取り消す判決を下した。

判決を受けた国・厚労省は、本当は当時12%を超える不均衡があったので引き下げは妥当だったとして、専門委員会を設置して再検討を進めた。厚労省は専門委員会報告をもとに2013年に遡って「2.49%一律引き下げ」の再改定を行い、4.78%との差額を支給することとした。国・厚労省の給付額引き下げへの強い意志を感じざるを得ない。勝訴確定原告には2.49%分も補償するという受給者間の差別的対応でもある。

このため最高裁判決後も各地でこれまでの訴訟が継続しており、現時点で最高裁において9件、高裁で10件以上が争われ続けている。これに加え4月以降、厚労省の対応に対し、各地で不服審査請求、訴訟がこれから新たに起こされることになる。高齢になった原告達が国と争い続けるという状況である。

こうした事態を招いた要因は、厚労省がデフレ調整の理由をすり替え、それを最高裁が否定しなかったことにある。厚労省は訴訟終盤の2023年になって、デフレ調整は購買力維持のためなどではなく、不均衡是正のためだったと主張し始めた。各地の高裁はこれに呆れ、拒絶

したが、最高裁はそれを黙認し、新主張に沿って司法判断を下したのである。

最高裁は、一般国民の消費水準と生活扶助給付額との間に不均衡が存在したこと、不均衡是正が必要であることを認めた。その上で、厚労省が一般世帯との不均衡是正を、専門的知見との整合性・継続性なしに物価指数のみで行ったのは生活保護法に違反するとした。物価調整をするのなら物価指数を使うのは当然だが、不均衡是正をするのに、物価指数だけを専門的知見なしに使ったのは誤りだと判示したのである。

不均衡是正を認められたとして厚労省は、専門委員会を設置して、2009年時点の不均衡を再検証し、不均衡是正策を検討させた。専門委員会は、リーマンショックの影響を受けた低所得世帯の消費支出を再検討し、5.75%の不均衡があったと確認した。5.75%引き下げが妥当ということになる。これだと違法とされた「デフレ調整4.78%引き下げ」よりも大きな引き下げになってしまう。専門委員会は「ゆがみ調整」を「高さ調整」とみなし、夫婦子1人世帯では、ゆがみ調整による引き下げが3.48%なので、それを5.75%から差し引いた2.49%の引き下げとなるとした。この世帯特有の児童養育加算を除外する作業をしたうえで、2.49%という数値を算出したのである。

これを受け厚労省は、全世帯「一律2.49%引き下げ」とし、かつて引き下げた4.78%との差額を補償するとした。夫婦子1人世帯にのみ当てはまる数値を、全世帯に適用させるものであり、暴挙としか言いようがない。

福祉国家の土台である最低生活保障制度の改善・拡充を、現在の社会政治状況のもとでどう議論していくかが問われている。

（ふかわ・ひさし 法政大学大原社会問題研究所客員研究員）